

# 医療法人設立と診療所（無床）の開設手続き

呉市保健所地域保健課医務 G

## 1 医療法人設立総会の開催

事前審査等 (協議)  
設立代表者 □ 呉市保健所地域保健課

## 2 医療法人設立認可申請

申請書 (作成・提出：3部) → (受理・審査) → 呉市保健所地域保健課 → 県医療審議会  
設立代表者 呉市保健所地域保健課 医療法人部会  
認可証・通知書 (受理) ← (認可・交付) ← 呉市保健所地域保健課 で審査  
↳法務局での登記手続書類に添付

※設立認可については、別紙医療法人認可申請の流れを参考にしてください。

## 3 法人設立登記

法務局での登記手続には、医療法人設立認可証の添付が必要。  
登記後、登記簿謄本を交付してもらう。

## 4 法人設立登記完了届

届出書 (作成・提出：1部) → (受理)  
法人の理事長 呉市保健所地域保健課

※届出書の添付書類 登記簿謄本

## 5 診療所開設許可申請 (手数料：18,000円)

申請書 (作成・提出：2部) → (受理・審査)  
開設者 (法人) 呉市保健所地域保健課  
許可証 (受理) ← (発行・交付)

申請書の添付書類

- ・敷地の平面図および周辺の見取り図
- ・建物の平面図 (各室の用途を明示すること)
- ・定款
- ・医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、保健師、准看護師及び放射線技師の免許証の写し (原本証明)

## 6 診療所開設届

届出書 (作成・提出：1部) → (受理)  
開設者 (法人) 呉市保健所地域保健課

届出書の添付書類

- ・管理者の免許証の写しおよび履歴書（原本証明）
- ・診療に従事する医師、歯科医師の免許証の写し（原本証明）
- ・薬剤師が勤務するときは、免許証の写し（原本証明）
- ・建築基準法及び消防法に基づく検査が必要な場合は検査証の写し
- ・従業員名簿

## 7 診療所廃止届

**届 出 書**（作成・提出：1部）→（受理）  
開設者（個人） 呉市保健所地域保健課

## 8 その他

### （1）廃止関係

- ア 保険医療機関廃止手続き（中国四国厚生局指導監査課へ）
- イ 診療用エックス線装置廃止届（呉市保健所地域保健課へ）
- ウ 麻薬管理者業務廃止届（呉市保健所地域保健課へ）
- エ 麻薬施用者免許証記載事項変更届（呉市保健所地域保健課へ）
- オ 麻薬所有高届（呉市保健所地域保健課へ）
- カ 麻薬譲渡届（呉市保健所地域保健課へ）
- キ 覚せい剤原料所有高報告書（呉市保健所地域保健課へ）
- ク 覚せい剤原料譲渡報告書（※所有しているとき）（呉市保健所地域保健課へ）
- ケ 結核予防法指定医療機関辞退届（呉市保健所地域保健課へ）
- コ 被爆者一般疾病医療機関辞退届（県庁被爆者支援課援護グループへ）
- サ 生活保護法指定医療機関廃止届（呉市生活支援課へ） e t c .

### （2）新設関係

- ア 保険医療機関指定申請手続き ~~毎月20日期限~~（中国四国厚生局指導監査課へ）
- イ 診療用エックス線装置設置届（呉市保健所地域保健課へ）
  - ・エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備予防措置の概要
  - ・エックス線室及び付近の平面図
  - ・放射線漏洩測定結果
- ウ 麻薬管理者免許申請（呉市保健所地域保健課へ（手数料 3,900 円））
- エ 結核予防法医療機関指定申請（呉市保健所地域保健課へ）
- カ 被爆者一般疾病医療機関指定申請（県庁被爆者支援課援護グループへ）
- キ 生活保護法指定医療機関指定申請（呉市生活支援課へ） e t c .